



裁 決 書

申 立 人 元大阪府高槻市公立学校教員
山 田 肇
上記代理人弁護士 永 嶋 靖 久
同 代理人弁護士 岡 崎 真由子
同 代理人弁護士 小 谷 成 美
処 分 者 大阪府教育委員会
上記代理人弁護士 筒 井 豊
同 代理人 金 森 充 宏

大阪府人事委員会は、平成 24 年 3 月 30 日付けで申立人から提起された不利益処分に関する不服申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 処分者が平成 24 年 3 月 27 日付けで申立人に対して行った戒告処分を取り消す。
- 2 処分者が平成 24 年 3 月 29 日付けで申立人に対して行った再任用合格決定の取消しの撤回を求める不服申立ては、これを棄却する。

事実及び理由

第 1 不服申立ての趣旨

申立人は、処分者が平成 24 年 3 月 27 日付けで申立人に対して行った戒告処分の取消し、並びに処分者が平成 24 年 3 月 29 日付けで申立人に対して行った再任用合格決定の取消しの撤回を求め、同年 3 月 30 日付けで当委員会に不服申立てを行ったものである。

第 2 事案の概要

1 処分の内容

(1) 戒告処分

処分者は、平成 24 年 3 月 27 日付けで、大阪府高槻市公立学校教員であった申立人に対し、地方公務員法（以下「地公法」という。）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により戒告するとの発令（以下「本件処分」という。）を行った。

その処分理由は、次のとおりであった。

「あなたは、あなたが勤務する高槻市立南平台小学校（以下「南平台小学校」という。）において、平成 24 年 3 月 16 日（金）に校長室で校長から「平成 23 年度卒業式における国歌斉唱に当たっては、起立して斉唱すること。」との職務命令（以下「本件職務命令」という。）を受けたが、同月 19 日（月）に実施された同校の平成 23 年度卒業式に

において、あなたは当該職務命令に違反して、国歌斉唱時に起立して斉唱しなかった。

あなたの行為は、地公法第 32 条に規定する上司の職務上の命令に従う義務に違反するものである。

以上のことは、学校教育に携わる公立学校教員として、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜するものである。

よって、地公法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するものとして、戒告する。」

(2) 再任用合格決定の取消し

処分者は、平成 24 年 3 月 29 日付けで、申立人に対して、再任用合格決定を取り消すとの通知（以下「本件合格決定の取消し」という。）を行った。

その合格決定の取消しの理由は、次のとおりであった。

「あなたの勤務実績は良好でないことから、再任用教職員の採用選考等に関する要綱（以下「要綱」という。）第 5 条並びに第 7 条の規定により、合格を取り消すこととしたので通知します。」

2 争点

本事案の争点は、事実関係に関する主張の相違部分のほか、(1) 本件処分に関しては、① 本件懲戒処分的前提となった本件職務命令は、憲法及び法令に違反する命令か否か、② 本件処分が公正ないし平等原則に違反するか否か、③ 本件処分的前提となった高槻市教育委員会（以下「市教委」という。）の内申は適法な内申であったか否か、また本件内申による本件処分は違法として取り消されるべきか否かであり、また、(2) 本件合格決定の取消しに関しては、本件再任用合格決定の取消しに裁量権の逸脱・濫用がなかったか、という点である。

これらの争点に関する当事者の主張は、大要、次のとおりである。

(1) 本件処分に関する争点

① 本件処分的前提となった職務命令は、憲法及び法令に違反する命令か否か

ア 本件職務命令が憲法第 19 条に違反するか

(ア) 申立人の主張

- ・最高裁判所（以下「最高裁」という。）は、ピアノ伴奏や『君が代』起立・斉唱の職務命令に対して、「思想及び良心の自由を侵すものとはいえない。」と判示している。だが、最高裁の判決は「思想及び良心の自由」の「思想」を「侵すものとはいえない」と判示したのみであって、「良心の自由」については、何も言及していないし、判断も未だ下していないのである。
- ・『日の丸』と『君が代』は、天皇制教育をささえる大きな道具であり、柱であったことから考えると、その『日の丸』と『君が代』が卒業式・入学式に強制的にもちこまれることに反対の意思を表明し、ささやかに着席するという行為は、教師としての『良心の自由』にもとづいた、きわめて正当かつ教師としての『良心の義務』といえる行動である。
- ・憲法第 19 条の「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」という規定は、それが侵されたときは、『抵抗』しても「思想及び良心の自由」を守れと謳っていると解すべきである。それゆえ、卒業式での『君が代』起立・斉唱の強制に対する不起立の行為は、

「最小限の不服従によってそれに対抗する権利」であり、「思想及び良心の自由」を守る『抵抗権』のささやかな行使であって、憲法を守る行為である。逆に卒業式での『君が代』起立・斉唱を強制する本件職務命令と本件処分こそ、憲法第19条の「思想及び良心の自由」を侵す違憲なものである。

(イ) 処分者の主張

- ・日本国憲法第81条は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と規定しているところ、最高裁平成23年6月6日判決は、「卒業式における国歌斉唱時の起立・斉唱を職務命令することは、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに式典の円滑な進行を図るものであって、憲法第19条に規定する思想及び良心の自由の侵害にあたらぬ。」旨判示している。
- ・最高裁判決は、卒業式等における国歌斉唱時の起立・斉唱の職務命令の合憲性について「思想の自由」を侵害しないが「良心の自由」を侵害する等の判断を示したことはなく、「思想及び良心の自由を侵すものとして憲法第19条に違反するとはいえない」と判示しているのである。申立人の主張は、最高裁判決を曲解するものである。

イ 本件職務命令が憲法前文に違反するか

(ア) 申立人の主張

- ・日本国憲法は、前文の①で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」と高らかに宣言している。『日の丸』と『君が代』は、つねに日本の侵略戦争とともに存在してきた。子ども達の門出を祝う卒業式や入学式に登場させるだけでなく、教師も子ども達も『君が代』を起立して歌うことを求め、しかも、それを「職務命令」を出してまで強制するというのは、明らかに憲法前文①の決意をふみにじるものであり、本件処分は違憲である。
- ・憲法前文②では、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を高く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と謳っている。「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を高く自覚する」とは恒久の平和のために、侵略戦争とその惨禍につながったものをすべて廃止することである。卒業式での『日の丸』と『君が代』とその強制は、憲法前文②の決意もふみにじるものであり、本件職務命令と本件処分は違憲である。
- ・憲法前文③では、「われらは、いずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって」と謳っている。日本の侵略戦争の、その先頭にひるがえった『日の丸』、また、子ども達や国民を戦争にかりたてた『君が代』をいただいているのは、「他国を無視」していることになり、「他国を無視してはならない」と謳う憲法前文③からいっても、『日の丸』と『君が代』を卒業式で強制する本件職務命令と本件処分は違憲である。

(イ) 処分者の主張

- ・本件職務命令は、大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（以下「国旗・国歌条例」という。）の規定等を踏まえ、南平台小学校の永井校

長が地公法第 32 条の規定に基づき地方公務員である申立人に対して「平成 23 年度卒業式における国歌斉唱に当たっては、起立して斉唱すること」を職務命令として命じたものであり、申立人が列挙する憲法前文の規定に何ら抵触するものでない。

ウ 国旗・国歌条例が憲法違反か

(ア) 申立人の主張

- ・「君が代」立つか、立たないか、また歌うか、歌わないかは最高裁も認定する「世界観、歴史観」の表出であり、「思想・良心」の内容を形成するものであり、国や地方自治体が教職員に対し、「君が代」斉唱時に起立・斉唱を求めることは思想・良心の自由を侵害するものとして許されない。
- ・国旗及び国歌に関する法律（以下「国旗・国歌法」という。）制定時には、国旗・国歌の義務付けや尊重規定を設けることは適当でない旨の政府答弁が国会でなされ、同法には国旗・国歌の尊重を義務付ける規定はあえて盛り込まれなかった。また、あえて「新たに義務を課すものではない」旨の首相談話も発表された。
- ・君が代を斉唱する際の起立・斉唱を義務付ける国旗・国歌条例は、こうした立法の経緯を全く無視するものであり、条例制定権を「法律の範囲内」とした憲法第 94 条に違反することは明らかである。
- ・憲法第 26 条は、子どもの学習権を保障しており、子どもの学習権を充足するための教育とは、教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じてその個性に応じて行わなければならない（1976（昭和 51）年 5 月 21 日旭川学力テスト事件最高裁判決）。そのためには、教育の具体的内容及び方法に関して、子どもの個性や成長・発達段階に応じた教師の創意や工夫が認められなければならない。この創意や工夫を図る上でも、教員には公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味で、教育の自由が保障されている。かかる趣旨は、教育行政の独立を明確に定めた教育基本法第 16 条第 1 項にも現れている。したがって、教員の思想・良心の自由及び教育の自由に対する強制は特に許されず、教育の内容及び方法に対する公権力の介入も抑制的でなければならず、君が代を斉唱する際の起立・斉唱を義務付ける国旗・国歌条例は、教員の教育の自由を侵害するものとしても許されない。

(イ) 処分者の主張

- ・国旗・国歌条例第 4 条第 1 項は、「府立学校及び府内の市町村立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする。」と規定しているところ、最高裁平成 23 年 6 月 6 日判決は、卒業式における国歌斉唱時の起立・斉唱を職務命令することは、憲法第 19 条に規定する思想及び良心の自由の侵害にあたらぬ旨判示していることに照らせば、同条例第 4 条第 1 項の規定が憲法第 19 条に規定する思想及び良心の自由の侵害にあたらぬことは明らかである。
- ・国旗・国歌条例は、学習指導要領の国旗国歌条項を踏まえ、かつ、国旗・国歌法及び教育基本法を拠りどころとして制定されたものであり、同条例の規定は、国旗・国歌法その他の法令に抵触するものではなく、憲法や地方自治法等の規定から逸脱するものではない。
- ・申立人の引用する最高裁判決（旭川学力テスト事件）は、「大学教育の場合には、学生が

一応教授内容を批判する能力を備えていると考えられるのに対し、普通教育においては、児童生徒にこのような能力がなく、教師が児童生徒に対して強い影響力、支配力を有することを考え、また、普通教育においては、子どもの側に学校や教師を選択する余地が乏しく、教育の機会均等をはかる上からも全国的に一定の水準を確保すべき強い要請があること等に思いをいたすときは、普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることは、到底許されないところといわなければならない。」と判示している。

- ・上記判示内容からみれば、教員には公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味で教育の自由が保障されているとして、国旗・国歌条例は教員の教育の自由を侵害するものとしても許されないとする申立人の主張が認められないことは明らかである。

エ 本件職務命令は特定の組合に所属する教員だけに発せられており、憲法・地公法に違反するものか

(ア) 申立人の主張

- ・高槻市立小学校の卒業式は3月19日に行われたが、3月16日から19日にかけて学労ネットの組合員を狙い撃ちにし、学労ネット組合員4名に対してだけ同一文書による職務命令「平成23年度卒業式における国歌斉唱に当たっては、起立して斉唱すること」が校長より手交された。
- ・市教委に指示された各校長は、学労ネット組合員に対して、卒業式で「起立するのか、着席するのか」と「踏み絵」に似た態度表明を求め、内心の自由を侵害するとともに処分を示唆し恫喝するという不当な態度で執拗に迫った。この職務命令は、職員会議で「着席」の意志を表明している申立人だけにとどまらず、「当日どうするか考えています」と態度未決定の他の学労ネット組合員にも出された。
- ・一方、学労ネット組合員以外の教員については、起立・不起立について明言していない場合にも、起立斉唱命令が定めることはなかった。
- ・高槻市では卒業式・入学式でこのような職務命令は今まで出されたことはなく、かつ、今回の職務命令は学労ネット所属の組合員のみに出され、他の組合に所属する教職員には出されていない。
- ・市教委が、校長に、学労ネット組合員に対してだけ一律に職務命令を発出するように「厳命」したのは、かつて学労ネット組合員が行った休憩時間保障に係る大阪府人事委員会への措置要求や訴訟、中学校教科書採択に係る情報非公開への異議申立等への報復を意図するものであり、学労ネット組合員を狙い撃ちにした、憲法第28条に違反する団結権の侵害、地公法第56条が禁止する不利益取扱であった。
- ・本件職務命令も、市教委の学労ネットに対する嫌悪の情に基づくものとして、憲法第28条に違反し、地公法第56条に違反した職務命令であって、違憲の職務命令に違反したことを理由とする懲戒処分もまた憲法違反、地公法違反である

(イ) 処分者の主張

- ・処分者は、国旗・国歌条例の制定並びに府立学校の校長及び教職員に対する教育長通達の発出を踏まえ、平成24年1月18日付けで各市町村教育委員会教育長あてに「今後とも、学習指導要領に基づき、各学校の卒業式及び入学式における国旗及び

国歌に関する指導が適切に実施されるとともに、国歌斉唱を行う際は、条例の趣旨を踏まえ、式場内の全ての教職員は起立して斉唱するよう指導すること。」を依頼した「卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について(依頼)」と題する文書を発出した。

- ・当該文書を踏まえ、市教委教育長は、平成 23 年度の卒業式の実施に関し、平成 24 年 1 月 23 日付で、市内の全ての小中学校長に対し、「卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について(通知)」を発し、国歌斉唱を行う際は、式場内のすべての教職員は、起立して斉唱するよう指導することを求めた。その上で、全校に対して教育指導課より電話で、不起立の可能性のある者に対して、意思確認を行うよう指示を行うとともに、不起立の意思表示をした者、あるいは、意思表示をしない 17 名に対して、引き続き指導を行った。この 17 名中 13 名の教職員については、同年 3 月 15 日までに「式を混乱させない。」「こどもに合わせた動きをする」等校長の指導に従う意思表示を行った。
- ・しかし、残りの 4 名の教職員に対して、引き続き意思確認を行ったものの、当該 4 名の教職員は、最終的に不起立の意思表示を行うか、何らの意思表示もしなかったため、やむなく当該 4 名に対し各所属校の校長が職務命令を発出したものである。
- ・上記の経過のとおり、市教委が本件職務命令を発出するにあたって、申立人の組合活動を考慮したような事実は全くなく、本件職務命令が市教委の学労ネットに対する嫌悪の情に基づいて行われたというような事実もないことは明らかであることから、本件職務命令が憲法第 28 条に規定する団結権を侵害したり、地公法第 56 条に規定する不利益取扱いの禁止に該当するようなことはあり得ない。

②本件処分は公正ないし平等取扱い原則に違反するものか

(ア) 申立人の主張

- ・申立人の不起立の動機が真摯なものであったこと、その態様も静かに着席するという穏当なものであったこと、申立人の不起立に関し、学校に対する苦情なども存在しないこと、申立人には他の懲戒処分歴が存在しないこと等からすれば、本件処分は処分庁の懲戒権を逸脱・濫用するものとして違法である。公正ないし平等取扱い原則にも違反する。

(イ) 処分者の主張

- ・処分者は、これまでも文書による職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立して斉唱しなかった教職員に対し戒告処分を行ってきたところであり、また、申立人と同様に不起立行為により平成 24 年 3 月 27 日付けで懲戒処分を行った教職員 15 名の処分量定は全員戒告処分であった。したがって、申立人に対する本件処分が地公法第 27 条第 1 項に規定する「公正の原則」及び同法第 13 条に規定する「平等取扱いの原則」に違反しないことは明らかである。

③本件処分の前提となった市教委の内申は違法な内申であったか、また本件内申による本件処分は違法として取り消されるべきか

(ア) 申立人の主張

- ・大阪府教育委員会(以下「府教委」という。)が本件処分を行うにあたっては市教委の

内申をまっで行わなければならなかった（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 38 条）。市教委の内申は教育委員会の権限であり（地教行法第 23 条）、緊急やむを得ないときは教育長が臨時に代理することができるが、この場合教育長は次の委員会にこれを報告して、その承認を受けなければならない（地教行法第 26 条、市教委教育長に対する事務委任等に関する規則（以下「市委任規則」という。）。ところが、本件処分はその内申に関する市教委の承認を欠いている。すなわち、本件処分はその手続において重大な瑕疵があり無効である。

- ・都道府県教育委員会（以下「都道府県教委」という。）が県費負担教職員に対し、その非違行為を理由に懲戒処分をするためには、当該教職員に関する市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）の処分内申が必要であり、その内申なしに処分を行う事は許されないのが原則であるとした裁判例として最高裁昭和 61 年 3 月 13 日判決がある。同判決では、例外的に市町村教委が右内申をしないことが服務監督者としてとるべき措置を怠るものであり、人事管理上著しく適正を欠くと認められる場合には、都道府県教委は、右内申なしに、懲戒処分をなすことができるとされたが、本件処分はそのような場合に当たらない。
- ・法が教育委員会自ら執行することを明らかに予定しているものについては教育長に補助執行させることができない。そして、地教行法第 26 条第 2 項は、同項記載の各事務について「合議制の教育委員会がみずから責任を持って事務を管理し、執行」することを求めている。地教行法第 26 条第 2 項記載の各事務は（外部）委任と同じく、専決（内部委任）させることも、法によって禁止されているのである。
- ・なお、処分者が旧高槻市教育委員会事務決裁規則（以下「市決裁規則」という。）第 12 条第 2 号及び第 19 号を教育長専決の根拠規定としているが、同規則第 12 条は、教育長の決裁できる事項として第 1 号から第 18 号までを列挙し、第 19 号が「その他前各号に準ずる」と規定している以上、第 19 号により決裁できる事項は第 1 号から第 18 号以外の事項である。第 2 号及び第 19 号の両号に基づく内申は論理的に不可能である。
- ・また、処分者は第 2 号に準ずる重要又は異例と認められる事項に当たる趣旨として、「第 2 号及び第 19 号」と主張するかもしれないが、そうであれば根拠は第 19 号とされるはずであり、第 19 号が根拠であれば内申の決裁（甲第 30 号証）の記載に反する。

(イ) 処分者の主張

- ・地教行法第 38 条第 1 項は、都道府県教委は、市町村教委の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする旨規定しているところ、処分者は、平成 24 年 3 月 26 日付けで市教委から提出された本件内申に基づき、申立人に対し、同月 27 日付けで本件処分を行った。
- ・市教委が処分者に提出した本件内申について、市教委教育長の専決による決裁を経て決定された上、処分者に提出されたものであり、その提出にあたって、市教委の議決は経ておらず、また、提出後に市教委の次の委員会に報告は行われていない。
- ・市教委教育長が行った本件内申に係る「教育長決裁」の法的性格は、本件内申が市教委の名で処分者に提出されていることに照らして、市教委の同教育長に対する権限の委任（市委任規則第 2 条第 8 号）によるものではなく、また、市教委教育長が市教委の権限につき臨時代理（市委任規則第 3 条第 2 項）をしたものでもなく、市

教委の権限に属する事務の一部を同教育長が補助機関として専決により補助執行をした場合に該当する。

- ・地教行法第 26 条第 2 項第 4 号は、教育長に委任できない事務として、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」を挙げており、県費負担教職員の人事に関する内申に関する事務は「人事に関する事」に含まれることから、同事務を教育長に委任できないが、同条同項の規定は、専決（内部委任）を禁止したものではなく、この点は文部科学省の担当者からも同旨の見解を得ている。
- ・本件処分に係る内申の手続は、当該内申の専決のための決裁文書（甲第 30 号証）に記載されているとおり、市決裁規則第 12 条第 2 号及び第 19 号を根拠規定として行われたものである。すなわち、市決裁規則第 12 条第 2 号は、「事務局及び学校その他の教育機関の職員のうち、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 8 号及び第 9 号に定める職員以外の職員の任免又は内申その他重要な人事に関する事。」が教育長の決裁事項であることを定めるところ、市教委では、従来より「その他重要な人事に関する事」の中に府費負担教職員の懲戒処分に係る内申が含まれると解釈し、同条同号を根拠として懲戒処分に係る内申の手続を、同市教委教育長の専決により行うことができると解していた。また、同条第 19 号は、教育長の決裁事項として、「その他前各号に準ずる重要又は異例と認められる事項に関する事。」という包括的な規定を定めており、同条第 1 号から第 18 号までに該当する事項は第 19 号にも該当する。すなわち、市教委においては、本件の府費負担教職員の懲戒処分に係る内申のような事案については、従来より、同市教委教育長が、市決裁規則第 12 条第 2 号に基づき専決することができるかと解釈し、さらに個々の事案ごとに、市決裁規則第 12 条第 19 号に定める「重要又は異例と認められる事項」に該当するかどうかを判断したうえで専決していたものである。
- ・地方自治法の逐条解説（甲第 6 号証の 452 頁）では、「普通地方公共団体の長の固有の権限、又は法が長自ら執行することを明らかに予定しているがごときもの」の例示として、議会の招集権、議案の発案権、再議権又は議会の解散権、条例又は規則の公布、規則の制定権、副知事又は助役や監査委員のごとき主要職員の任命権等を挙げている。これらの権限と比較すれば、一般職の地方公務員である教職員の任免その他の人事に関する内申が、教育委員会の固有の権限又は法が教育委員会自らが執行することを明らかに予定している事務であるとまでいうことはできないのであり、教育長による専決等の補助執行が絶対的に禁じられていると解釈することはできない。
- ・地教行法第 38 条第 1 項は、府費負担教職員の任命権者である都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって府費負担教職員に対する任免その他の進退を行わなければならない旨規定するが、その規定の趣旨は、都道府県教育委員会による任命権の行使に対し服務監督者である市町村教育委員会の意見を反映させることを目的としている。実際に高槻市において府費負担教職員に関する非違事案が生じた際には、服務監督者である市教委は、迅速かつ適切に対処するため、初期段階から処分者と連携して相互に連絡を取り合い、事案の対応にあたっている。具体には、

府費負担教職員に関する非違事案が発生した場合、学校と市教委が連携して事実関係の確認等を行い、同市教委から任命権者である処分者に対し事案の報告を行った後、処分者においても事実関係の確認を行ったうえ、処分者において府教委分限懲戒審査会（現在は大阪府人事監察委員会）に諮り、同審査会での審議、答申を経た後に、当該答申を踏まえて、市教委教育長の専決により市教委の名前で処分者に対する内申（処分の量定を含む。）を行い、最終的に府教委教育長の専決により懲戒処分を決定している。上記のように、市教委の内申が府教委分限懲戒審査会による答申の後に行われるのは、大阪府内の各市町村に所属する府費負担教職員について同種の非違事案が生じた場合は、処分の均衡上、同程度の懲戒処分を決定する必要があるためである。そして、均衡のとれた処分を迅速に行うために市教委教育長の専決が必要とされることから、かかる専決による内申は、地教行法第38条第1項の趣旨に反するものではない。

- ・また、第1回口頭審理において、能村証人が、「府教委に報告を上げると同時に、市教委では教育委員の方々に逐一これを報告させていただいて、ご意見はいただいております。したがって、教育委員会議のほうの意思を妨げるというふうなことは考えられません。」と証言しているように、府費負担教職員の懲戒処分に係る内申の手続については、府教委と迅速、密に連携する中で、市教委教育長が専決により行う一方、能村証人が証言するとおり、市教委の教育委員に逐一報告し、意見を求めていることから、市教委の教育委員の意見を十分に反映したものとなっているのである。したがって、本件処分に関し、服務監督者である市教委の意見は適正に反映されたものとなっている。

(2) 本件合格取消しに関する争点

① 本件再任用合格決定の取消しに裁量権の逸脱・濫用がなかったか

ア 「職務命令遵守意向確認書」（以下「意向確認書」という。）の提出を求めることは憲法前文及び第19条に違反するか

(ア) 申立人の主張

- ・「今後、卒・入学式の国歌斉唱を含む職務命令に従います」という旨の「意向確認書」なるものは、憲法前文及び憲法第19条の思想・良心の自由からいって、違憲なものである。

(イ) 処分者の主張

- ・意向確認書の提出は、法令で義務づけられたものではない（処分者が同書面の提出を職務命令として命じたことはない。）という意味において任意である。処分者が同書面の任意の提出を求めたのに対し、職務命令違反等をした者が同書面を提出することなく職務命令を遵守する意向を示さなかった場合に、処分者が当該職務命令違反等をした者に今後も職務命令を遵守する意思がないと判断したことは合理的であり、同書面の提出を求めることは何ら強制には当たらない。また、同書面の任意の提出を求めることが憲法前文及び憲法第19条の思想・良心の自由の定めにより違憲なものと判断されることはない。

イ 本件再任用合格決定の取消しが憲法第 19 条、学校教育法第 37 条第 11 項に違反するか

(ア) 申立人の主張

- ・「学校教育に携わる教育公務員としての適格性」や「勤務実績」を判断するものは、申立人が行ってきた 37 年間の「勤務実績」である。その「勤務実績」の一つの判断材料たる評価・育成シートの校長の申立人に対する S の評価を処分者たる府教委は「不知」とし、申立人の卒業式での『君が代』不起立とそれに関わるその後の行為のみを捉えて、「適格性が欠如しており、勤務実績が良好でない」と判断し再任用合格決定を取り消したのは、憲法第 19 条の思想・良心の自由を侵害し、違憲であるとともに、学校教育法第 37 条第 11 項に違反している。

(イ) 処分者の主張

- ・最高裁平成 23 年 6 月 6 日判決が判示したとおり、申立人に対する本件職務命令及び戒告処分は、何ら憲法第 19 条に違反するものではないことから、処分者が再任用合格決定の通知後に発生した申立人の本件行為及び申立人に対する本件処分等を考慮して、申立人に地方公務員としての適格性が欠如しており、勤務成績が良好でない」と判断し、再任用合格決定を取り消したことは、何ら憲法第 19 条に違反するものではない。以上によれば、処分者が申立人に対し再任用合格決定を取り消したことは適法であり、これをもって憲法第 19 条に違反し無効であるとする申立人の主張が認められないことは明らかである。

ウ 本件再任用合格決定の取消しが不当に重いか

(ア) 申立人の主張

- ・平成 24 年 1 月 16 日最高裁は、「戒告を越えてより重い減給以上の処分をするには慎重な配慮が必要」と述べて、「停職 1 ヶ月」の処分という「都教委の判断は裁量の範囲を超える。」と判示した。要するに、最高裁は、「積極的に式の進行を妨害する」ことがなく、ただ座ってただけで、「戒告処分」以上の重い処分、すなわち減給、停職などの「過酷な結果をもたらす加重処分」は、処分者の「裁量の範囲を超える。」と判示したのである。
- ・ところが、処分者の申立人に対する「再任用合格取消し」という通知は、最高裁が「裁量の範囲を超える」と判示した「停職 1 ヶ月」の処分をはるかに越えた、最大・最高の重い処分である。なぜなら、「再任用合格取消し」は、申立人に対して免職を言い渡したに等しいものだからである。最高裁が、「停職は教職員の職務停止と給与の全額不支給という直接の不利益」をもたらすから、「慎重な配慮が必要だ。」としたにもかかわらず、「停職」よりはるかに重い最大の「不利益」である免職に等しい処分を言い渡すのは、上記の最高裁判例に違反することは明白である。
- ・しかも、2 月 16 日に再任用合格決定の通知を出しながら、卒業式での『君が代』不起立の一点のみをもって、「再任用合格取消し」をなしたということは、上記の最高裁判例を踏みにじて、大きく「その裁量権を逸脱濫用した」ものであることは明白である。
- ・処分者は「勤務実績等が良好でない」と主張するが、3 月 10 日時点（評価シート作

成日)で、永井校長は申立人につき勤務実績等が良好でないとは考えておらず、それ以降、勤務成績等の評価を変更すべき事情は全く生じていない。本件処分はそもそも違法無効であり、不起立は永井校長がそれを織り込んで「S」と評価していた。また、「職務命令を遵守する意向を確認する書面」は、法的根拠もなく、提出は任意で、それへの対応をもって、またさらに、職務上の命令違反はその都度対応すればよく、起立斉唱に関する職務命令をそれ以外の職務命令とことさら区別し、それへの対応をもって、再任用を取り消すかの判断基準としようとするのは、それ自体が違法である。また事情聴取は拒否したのではなく、出席できなかったのであり、また顛末書の提出はそれ自体その思想や世界観の開示を求めるもので違憲違法である。再任用取消しには大きな裁量権の逸脱がある。

(イ) 処分者の主張

- ・再任用合格取消しを免職と同視することは誤りである。元来、再任用は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用する制度であり(地公法第28条の4第1項、同法第28条の5第1項)、その採用においては、懲戒処分の裁量権に比べて、任命権者に広範な裁量権が認められている。そして、採用時の選考において再任用申込者が不合格となり又は合格が取り消された場合は、定年退職をした後に採用されないというだけであり、免職されるわけではない。
- ・一方、平成24年1月16日の最高裁判決は、現に勤務する地方公務員に対する懲戒処分に関して地公法第29条第1項が定める戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分の種類の選択及び量定が制約される旨を判示したものであり、再任用の選考において不合格又は合格決定取消しの決定が制約されることを判示したのではない。
- ・最高裁平成23年5月30日判決は、「都立高等学校の教諭であった上告人が、卒業式における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命ずる旨の校長の職務命令に従わず、上記国歌斉唱の際に起立しなかったところ、その後、定年退職に先立ち申し込んだ非常勤の嘱託員及び常時勤務を要する職又は短時間勤務の職の採用選考において、東京都教育委員会から、上記不起立行為が職務命令違反等に当たることを理由に不合格とされたため、上記職務命令は憲法第19条に違反し、上告人を不合格としたことは違法であるなどと主張して、被上告人に対し、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償等を求めている事案」について、「本件職務命令は、上告人の思想及び良心の自由を侵すものとして憲法第19条に違反するとはいえないと解するのが相当である。」と判示して、上告人の上告を棄却している。
- ・そして、その原審判決(東京高等裁判所(以下「東京高裁」という。)平成21年10月15日判決)は、本件職務命令違反を理由とする退職後の再任用の拒否について、再任用の拒否は一旦退職した教職員を再度任用するか否かの判断であって、懲戒処分の裁量権に比べてより広範な裁量判断に服するものであり、職務命令違反をした当該教職員が再任用の要件(勤務成績が良好であること)を欠くとしてこれを拒否したことに裁量権の範囲の逸脱・濫用はないと判示している。また、最高裁平成23年6月6日判決及びその原審判決(東京高裁平成22年1月28日判決)も、上記と

同様の判断を示している。

- ・以上によれば、最高裁平成 24 年 1 月 16 日判決に違反するとして「再任用合格取消し」が違法であるとする申立人の主張が認められないことは明らかである。
- ・申立人については、本件職務命令に従わずに本件処分を受けたこと及び意向確認書を提出しなかったことにとどまらず、市教委から顛末書の提出を求められたのにこれを提出せず、また、処分者による事情聴取を拒否して出席せず、さらに、処分者が懲戒処分後に実施した服務規律に関する研修を受講しなかったという事実があった。処分者は、申立人のこれらの事実を総合的に判断し、申立人の勤務実績が良好でないとして、要綱第 5 条並びに第 7 条の規定により再任用合格決定を取り消し、申立人に通知したものである。

エ 本件再任用合格決定の取消しの前提となった本件処分の内申に瑕疵があり、本件再任用合格決定の取消しも撤回されるべきか

(ア) 申立人の主張

- ・申立人に対する本件処分は、市教委会議において議題にかけられ承認されていないという、決定的な手続上の不備を有しており、地教行法第 38 条第 1 項に違反するものであって、無効であり、取り消されるべきものである。それゆえ、本件合格決定の取消しも、直ちに撤回されるべきものである。

(イ) 処分者の主張

- ・本件処分に係る内申を市教委教育長の専決により行ったことは適法であり、処分者は、市教委の適法な内申に基づいて、本件処分を行ったものである。

オ 再任用取り消しに当たり内申が必要か

(ア) 申立人の主張

- ・再任用合格の取消しも、内申を待って行うべきであるのに、市教委の内申を欠いた違法がある。

(イ) 処分者の主張

- ・地教行法第 38 条に規定されている市町村教委の内申は、県費負担教職員の「任免その他の進退」を行うにあたってのものである。「任免その他の進退」とは、任用、免職その他身分上の異動をいい、再任用の採用選考は含まれない。

3 証拠関係

当委員会が取り調べた証拠は、次のとおりである。

(1) 申立人側から申出のあった証拠

書証 甲第 1 号証乃至甲第 32 号証

人証 本人

証人 長谷川 洋子

町田 千恵美

(2) 処分者側から申出のあった証拠

書証 乙第1号証乃至乙第15号証

人証 証人 能村 昌人

永井 保志

第3 認定した事実

本件審理における当事者の主張、証拠調べの結果及び審理の全趣旨から、以下の事実が認められる。

1 申立人の勤務経歴、職務内容等

申立人は、昭和50年4月に大阪府立公立学校教員に採用され、高槻市立芥川小学校教諭、高槻市立真上小学校教諭、高槻市立郡家小学校教諭を経て、平成12年4月から南平台小学校の教諭として勤務していた。(平成24年大人委(不)第4号(以下「4号」という。)及び平成24年大人委(不)第5号(以下「5号」という。)に関する平成24年6月8日付答弁書)

2 本件処分に至る経過及び処分後の状況

- (1) 処分者は、定年退職等により一旦退職した府費負担教職員等について、地公法第28条の4第1項及び同法第28条の5第1項の規定により、再任用する制度を実施しているところ、申立人は、平成24年3月31日付けで定年退職するに先立ち、平成23年12月、上記再任用制度に係る採用選考の申込みをし、平成24年2月16日に、校長を通じて合格の通知を受けた。(5号に係る不服申立書、平成24年6月8日付け5号に関する答弁書)。
- (2) 市教委教育長は、平成24年1月23日付けで、市内小中学校長に対し、「卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について(通知)」を発し、国歌斉唱を行う際は、式場内のすべての教職員は、起立して斉唱するよう指導することを求めた(4号及び5号に関する平成24年6月8日付け答弁書)。
- (3) 平成24年3月16日、申立人は、校長から、平成23年度卒業式における国歌斉唱に当たっては、起立して斉唱する旨の本件職務命令を受けた(乙第1及び第3号証)。
- (4) 申立人は、平成24年3月19日に行われた同校の卒業式において、本件職務命令に従わずに、国歌斉唱の際に起立しなかった(以下「本件行為」という。)(乙第1及び第3号証)。
- (5) 市教委は、平成24年3月19日、南平台小学校の校長の立会いの下に、申立人に対する事情聴取を行った(乙第1号証)。また、同市教委は、同月21日、校長の立会いの下に、申立人に対する2度目の事情聴取を行った(乙第2号証)。
- (6) 申立人は、本件職務命令に違反したことについて市教委から顛末書の提出を求められたが、提出しなかった(4及び5号に関する平成24年6月8日付け答弁書、第3回口頭審理調書31頁)。
- (7) 申立人は、処分者による事情聴取への出席を求められたが、当該事情聴取の指定された時間では参加できないとして、事情聴取に出席しなかった(乙第4号証)。
- (8) 処分者は、市教委が申立人に対し2度にわたって行った事情聴取の記録(乙第1号証、乙第2号証)、南平台小学校の校長が作成し市教委に提出した報告書(乙第3号証)等の資料に基づいて、申立人の本件行為に関する事実を認定し、本件行為が地公法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由に該当すると判断し、平成24年3月27日付けで、申立人に対し、本件行為が本件職務命令に違反し、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であ

り、その職の信用を著しく失墜するものであるとして、戒告処分を行った（4及び5号に関する平成24年6月8日付け答弁書、平成24年3月27日付け戒告処分辞令）。

(9) 申立人は、処分者が懲戒処分後に実施した服務規律に関する研修を受講せず、また、処分者が、今後職務命令に従う意向があるかどうかを確認するために提出を求めた意向確認書を提出しなかった（平成24年6月8日付け5号に関する答弁書）。

(10) 処分者は、申立人のこれらの行為が、上司の職務命令や組織の規範に従う意識が希薄であり、学校教育に携わる教育公務員としての適格性が欠如しており、勤務実績が良好でないと判断して、要綱第5条及び第7条の規定により、再任用合格決定を取り消し、平成24年3月29日付けで申立人に通知した（5号に係る不服申立書、5号に関する平成24年6月8日付け答弁書、平成24年3月29日付け再任用合格決定取消しについて（通知））。

3 争いのある事実関係についての判断

(1) 処分者の事情聴取への出席を拒否したか

① 申立人の主張

- ・事情聴取当日は終業式の日であり、子どもたちに「あゆみ」（通知表）を渡す日であることを理由に事情聴取に出席しなかったことをもって、事情聴取に出席することを拒否したというのは失当である。
- ・申立人は、書類上は「加配」教員という位置づけであるが、他の教員同様にクラス担任として子どもの教育に当たっており、「あゆみ」を渡す児童の事実上の担任は申立人であった。
- ・申立人が事情聴取に応じれば、児童を見ることができず、他の教師に大変な負担をかけ、また児童にもしわ寄せが行くこととなり、同日の施設内学級の児童の教育・指導に回復しがたい重大な支障が生じるおそれがあるが、具体的現実的に存在していた。
- ・申立人からすれば、事情聴取を受ける理由は何ら存せず、事情聴取をしたい府教委が時間変更の申し出をすべきである。3月23日午前9時30分以外の時間を指定すれば、事情聴取に応じた。

② 処分者の主張

- ・申立人は、地方公務員として、正当な理由のない限り、事情聴取に出席して、自らの行為について説明すべき義務を負っている。
- ・事情聴取当日、あゆみの交付は、施設内の他の教員が行うことが可能であり、処分者による事情聴取を拒否してまで、申立人が必ず渡さなければならない理由はなかった。
- ・3月23日終業式の当日は、施設内学級の在校生に対する指導に万全を期すために、申立人の代替として教頭を施設内学級に勤務させる予定であった。
- ・申立人は、書面で、3月23日（金）午前9時30分というのは子どもたちとの授業時間であり、後期の終業式でもありますので、参加できないし、また参加しませんと記載し署名押印していることから、申立人が自らの意思で事情聴取に出席することを拒否したのは明らかである。
- ・申立人は、「3月23日（金）の午後であれば、児童は下校しており、事情聴取に出席

することに支障はなかった。」と主張するが、事前に申立人からこのような時間変更の申出を受けたことはないし、申立人作成の事情聴取に出席しない旨の書面にも、申立人が「午後からであれば出席することができる」旨の発言をした記載はない。申立人が、3月23日の午後であれば事情聴取に出席できるという意思を永井校長や市教委に伝えていないことは、第3回口頭審理で申立人自身が供述している。

- ・申立人は、校長から「出席できないということは、あなたの意思で出席しないと受け取らせてもらいます。」と言われた際、「それでいいです。」と答えており、これらの事実からみれば、申立人が事情聴取の日時と関わりなく、処分者による事情聴取を自らの意思で欠席したことは明らかである。

③ 当委員会の判断

ア 要するに、処分者が申立人からの事情聴取の日時として指定した3月23日午前9時30分に申立人が出席しなかったことについては双方に争いがなく、ただ事情聴取の日時が終了式と重なったため、申立人は、子供たちに「あゆみ」を渡すために事情聴取に出席しなかったのであり、事情聴取を拒否したのではないと主張し、一方、処分者は、あゆみを渡す代替要員の確保が可能であり、また申立人から、事情聴取については「参加できないし、参加しません」と記載した書面の提出があり、且つ時間帯の変更により事情聴取に応じる意向があることの申し出もなかったとして、結局、申立人は事情聴取を拒否したと主張するのである。

申立人が、上記日時以外であれば出頭は可能である等の申し出をしなかったことについては、申立人自身も口頭審理において自認しているところであり、これらの事情から、結果として、申立人が指定された日時の事情聴取を、申立人自らの意思で欠席したものと認めざるをえないといえる。

イ しかしながら、不起立行為に対する処分のための時間的余裕がなかったとはいえ、教師にとって、年度の終了にあたって生徒にあゆみを手渡す行為は、授業を担当した教員としての教育上重要な過程であり、代わりに他の教員が手渡すことができる体制にあったとしても、かかる行為に支障が生じる事情聴取日を設定すること自体に問題がないとは言えず、これを理由として申立人が事情聴取に応じなかったことについて、処分に当たっての判断要素として、過大に評価すべきではないと考える。

(2) 処分者提出書証に記載された個別指導の有無について

① 申立人の主張

- ・処分者の提出した書証（乙3号証）における、「3月12日（月）午後1時～校長室にて、校長が山田教諭を個別指導② ○山田教諭は、不起立の意思を繰り返す。」3月13日（火）午後1時～校長室にて、校長が山田教諭を個別指導③ ○山田教諭は、不起立の意思を繰り返す」、との記述について、申立人は3月12日（月）も3月13日（火）も校長室には行っていないし、指導も受けていない。
- ・12日は、校長から「校長室に来てくれ。」との言葉があったが、校長室には行かな

かった。また、13日は、校長から「校長室に来てくれ。」という話すらなかった。

② 処分者の主張

- ・永井校長は、平成24年3月12日（月）、同月13日（火）の両日とも校長室において申立人に対する個別指導を行っており、申立人の主張は失当である。
- ・第1回口頭審理において、永井校長が、12、13日両日とも、教頭立会いのもと個別に指導したことを証言しており、当時の教頭も、永井校長が申立人に対する指導経過について、その都度メモをしていたことを確認している。
- ・申立人は、市教委が行った事情聴取において「卒業式において起立斉唱するよう校長から職員会議等や個別に複数回にわたって指導を受けたことに間違いありませんか。」との質問に対して、「間違いありません。」と回答し、署名押印している。

③ 当委員会の判断

- ・申立人は、3月12日、3月13日には校長の指導はなかったと主張し、処分者の主張と相違するが、申立人に対する事情聴取（乙1号証）において、卒業式において起立斉唱するように校長から職員会議等や個別に複数回にわたって指導を受けたことに間違いはないかと聞かれた際に、申立人が間違いありませんと答えていること、及び永井証人の口頭審理での証言等から、前記の両日に、校長の指導があったことが認定される。

(3) 処分者提出書証に記載された申立人の発言の誤りについて

① 申立人の主張

- ・処分者の提出した書証（乙2号証）に、申立人が「日の丸や君が代を子供の卒業式・入学式に使うのはおかしいと考えている。無理やり使うのは法律以前の問題で思想・信条の自由に反すると考える。」、また「自分で判断し行動すべきである。」と述べたとあるが、一度も述べたことはないし、同趣旨のことを述べたこともない。

② 処分者の主張

- ・市教委が平成24年3月21日（水）に申立人に対して行った事情聴取において、申立人は、「このような状況の中で日の丸や君が代を子どもの卒業式・入学式に使うのはおかしいと考えている。無理やり使うのは法律以前の問題で思想・信条の自由に反すると考える。自分は教育公務員であるが、子どもの教育に責任を持っており、戦後の反省を活かさないのはおかしいと考えており、法律に書いてあることと自分の考えが異なったときは、何が正しいかについて判断するのは自分で判断し行動すべきである。条例が出来たことは知っているが、法律以前の問題と考えている。」と述べており、申立人は、事情聴取書の記載内容に相違ないことを認めただうえで自発的に署名押印を行っている。

③ 当委員会の判断

申立人は乙第2号証に記載のような供述をしたことはないとしてこれを争うが、市

教委担当者による事情聴取の記録である乙第2号証に申立人自身が署名押印していることから、申立人の主張は措信しがたく、理由がない。

第4 当委員会の判断

1 本件処分に関する争点について

(I) 本件処分の前提となった職務命令は憲法及び法令に違反する命令であったか

① 本件職務命令が憲法第19条に違反するか

ア 申立人は、起立・斉唱を強制する本件職務命令が憲法第19条の思想良心の自由に違反すると主張する。

ところで、公立学校の卒業式等においてかかる起立斉唱を求める職務命令については、思想及び良心の自由を規定した憲法第19条に違反しないと最高裁判決（平成23年5月30日判決、同年6月6日判決、同年6月14日判決、同年6月21日判決、平成24年1月16日判決（23年（行ツ）第263号及び（行ツ）第242号））があるところである。

これら最高裁判決が、かかる職務命令が憲法第19条に違反しないと判断した理由を、平成23年5月30日最高裁判決を基に、本件事案にあてはめて要約するとすれば、大要、以下のとおりに整理される。

申立人らが起立斉唱行為を拒否する理由は、日の丸や君が代を卒業式に組み入れて強制することは、教師としての良心が許さないとするものであるが、このような考え方は、日の丸や君が代が戦前の軍国主義等との関係で一定の役割を果たしたとする申立人自身の歴史観ないし世界観から生ずる社会生活上ないし教育上の信念等ということができる。しかしながら、学校の儀式的行事である卒業式等の式典における国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見て、これら式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであり、且つ外部からもそのような所作として認識されるものといえることから、かかる起立斉唱行為は、申立人の有する歴史観ないし世界観を否定することと不可分に結びつくものとはいえない。よって、かかる起立斉唱を求める職務命令は、上記の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものではなく、また本件職務命令が、特定の思想を持つことを強制したり、特定の思想の有無について告白することを強要するものということもできず、本件職務命令は、個人の思想及び良心の自由を直ちに制約するものと認めることはできない。

もっとも、かかる起立斉唱行為は、一般的、客観的に見ても、国旗及び国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為ということができ、そうすると、自らの歴史観ないし世界観との関係で否定的評価の対象となる「日の丸」や「君が代」に対して敬意を表明することには応じ難いとする者が、これらに対する敬意の表明を含む行為を求められることは、その行為が個人の歴史観ないし世界観に反する特定の思想表明に係る行為そのものではないとはいえ、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行為（敬意の表明）を求められることとなり、その限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的制約となる面があり、かかる間接的制約となる場合、個人の歴史観あるいは世界観に由来する行動の実行又は拒

否という外部的行動に対する制限が、必要かつ合理的である場合には、かかる間接的制約も許容されうる。

そして、公立学校においてかかる起立斉唱を命ずる職務命令による間接的制約が許容されるか否かについては、①学校の卒業式など教育上の重要な節目となる儀式的行事において、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序を確保し、式典の円滑な進行を図ることが必要であること、②法令等においても、学校教育法における小学校教育の目標として国家の現状と伝統について正しい理解と国際協調の精神の涵養を掲げ、また小学校指導要領においても、学校の儀式における国旗、国歌に関する条項を定め、さらには国旗・国歌法により、日章旗を国旗、君が代を国歌とする旨が定められていること、さらには、③申立人は、住民全体の奉仕者として、法令及び上司の職務上の命令に従って職務を遂行すべき地方公務員の地位にあるものであるところ、その職務の性質及び職務の公共性に鑑み、上記の法令、学習指導要領等を踏まえ、慣例上の儀礼的な所作として、学校行事である卒業式において起立斉唱を命ずる上記の職務命令を受けたこと、等の事情が認められる。

これらの点に照らすと、かかる職務命令は、公立学校の教職員である申立人に対して当該学校の卒業式という式典における慣例上の儀礼的な所作として起立斉唱を求めるところを内容とするものであって、学校教育の目標や卒業式等の儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令の諸規定の趣旨に沿い、かつ地方公務員法の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえた上で、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑な進行を図るものと考えられ、当該教職員の歴史観あるいは世界観についての間接的制約となる面はあるものの、これを許容しうる程度の必要性、合理性が認められる。

以上が、上記の各最高裁判決において、起立斉唱を命ずる職務命令が憲法第 19 条に違反するものでないとする理由であるが、当委員会においても、かかる最高裁判決の判断を踏まえ、本件職務命令は憲法第 19 条に違反しないと判断するところである。

イ したがって、本件職務命令についても、個人の思想及び良心の自由を直ちに制約するものではなく、また、起立斉唱を命ぜられることにより、申立人のその歴史観ないし世界観に由来する思想及び良心の自由についての間接的制約となる面があるとしても、①学校の卒業式において、教育上の行事にふさわしい秩序を確保し、式典の円滑な進行を図ることが必要であること、②学校教育法、小学校指導要領あるいは国旗・国歌法等の趣旨、さらには③申立人は地方公務員として、職務の公共性に鑑み、住民全体の奉仕者として、法令及び上司の職務上の命令に従って職務を遂行すべき立場にあること、等により、本件職務命令による間接的制約を許容しうる程度の必要性、合理性が認められると考えられる。

ウ よって、本件職務命令が憲法第 19 条の思想及び良心の自由を侵害するとの申立人の主張は理由がない。

②本件職務命令が憲法前文に違反するか

申立人は、本件職務命令が憲法前文における、戦争放棄条項、恒久平和条項、国際協調条項に違反し違憲であると主張する。しかるに、前記のとおり、本件職務命令が求める卒業式における起立斉唱行為が、これら式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するにすぎない性質のものであることから、かかる起立斉唱を命ずる本件職務命令が、憲法前文の指摘する条項に違反するものとはいうことはできず、本件職務命令が憲法前文に反するとの申立人の主張は理由がない。

③国旗・国歌条例は憲法違反であるか

ア 憲法第 19 条違反

申立人は、国旗・国歌条例が、憲法第 19 条に違反するとするが、公立学校の卒業式等の儀式において、起立斉唱を求める職務命令が憲法第 19 条に違反するものでないことは既に述べたところであることから、府立学校及び府内の市町村立学校の行事においてかかる国歌斉唱を求めた国旗・国歌条例についても、憲法第 19 条に違反するものではないといえ、申立人の主張は理由がない。

イ 憲法第 94 条違反

申立人は、国旗・国歌条例は国旗・国歌法制定の経緯を無視し、条例制定権を法律の範囲内とする憲法第 94 条に反すると主張するが、国旗・国歌条例は、国旗・国歌法の規定に依拠し、且つ学習指導要領の国旗国歌条項を踏まえて制定されたものであって、制定経過における議論が運用において配慮されなければならないことはあるにしても、これにより本条例そのものが憲法第 94 条、地方自治法に抵触するものとは言えず、申立人の主張は理由がない。

ウ 憲法第 26 条違反（教育の自由）について

申立人は、旭川学力テスト事件における昭和 51 年 5 月 21 日の最高裁判決を援用するなどし、教員は公権力により特定の意見のみを教授することは強制されないという教育の自由が保障されているところ、学校儀式における起立斉唱を義務付ける国旗、国歌条例は、これを侵害するものと主張する。

しかしながら、国旗・国歌条例に依拠した起立斉唱が、上記のとおりこれら式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するにすぎず、それが特定の思想・良心又はこれに反する思想・良心の表明として外部から認識されるものではないものと考えられることから、かかる起立斉唱を定める国旗国歌条例が、教育において特定の意見を教授するものとは言えないところであり、国旗国歌条例が憲法第 26 条に定める教育の自由を侵害するとの申立人の主張は理由がない。

④本件職務命令が特定の組合に所属する教員だけに発せられており、憲法・地公法違反であるとの主張について

申立人は、学労ネットの組合員に対しては、不起立を明言していない場合でも職務命令は出されたが、その他の職員の場合は、「卒業式を混乱しない方向で自分の中で考える」（第 2 回口頭審理調書 11 頁長谷川証言）、「ぎりぎりになるまで考える」（同調書 10

頁長谷川証言)、「支援児童につくので、その子の調子によってどんな状況になるかわからない。」(同調書 12 頁長谷川証言)等の伝聞を基に、起立不起立を明言していない場合でも職務命令が出されていないとし、職務命令が学労ネット組合員に対する狙い撃ちであり、憲法第 28 条並びに地公法第 56 条に違反する旨主張する。

しかし、一連の指導経過において、当該組合員以外の者を含め、起立の意思表示をしない 17 名の教職員に対して意思確認や指導を継続して行った結果、最終的に当該 4 名の教職員が不起立の意思表示あるいは何等の意思表示をしなかったことから、かかる 4 名に対して職務命令を発出したのであり(4号に関する平成 24 年 9 月 27 日付け再答弁書)、学労ネットの組合だけを狙い打ちにしたものとはいえず、申立人の主張は理由がない。

また、当該職務命令は、最終的に、国旗・国歌条例を遵守しないおそれがある職員に対して発出されたものにすぎず、組合活動の正当な行為に対する不利益な取扱いとはいえないことから、地公法第 56 条に反するものではなく、また、憲法第 28 条に抵触するものでもない。

(2) 本件処分的前提となった市教委の内申の適法性について

地教行法第 38 条第 1 項は、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまっけて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする旨規定しているところ、本件処分においては、処分者は、市教委から提出された平成 24 年 3 月 26 日付け内申に基づき、同月 27 日付けで本件処分を行ったこと、及び当該内申が、市教委の承認決議を経ずに行われたことについては、当事者間に争いがない。

これに対し、申立人は、市教委の決議を経由しない市教委の本件内申は違法なものであるとして、これを受けて行われた本件処分は、重大な瑕疵があり、無効であると主張する。

以下、教育長の専決による本件内申手続の適法性及び本件処分の効力について、判断する。

①教育長の専決による本件内申の適法性について

ア 地教行法第 26 条第 2 項と専決

申立人は、地教行法第 26 条第 2 項は、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」について教育長への委任を禁止していることから、これら人事事項を教育長の専決によることも禁止しているとし、本件内申は、市教委教育長の専決で行うことはできないと主張する。さらに、市委任規則第 2 条は、府費負担教職員の任免その他の人事事項については、市教委から教育長への委任はできないと定め、第 3 条において、市教委の議決に基づきこれら人事事項について教育長に臨時代理させることができ、また緊急やむを得ないとき、議決を得ないで臨時代理を行いうるところ、この場合は、教育長は次の委員会において報告し、その承認を受けなければならないと定め、教育長は、事前もしくは事後の市教委の議決を要件として、これら事項を臨時代理により処理することができるとしている。

しかるに、本件内申は、かかる市教委の議決を欠くものであるとし、本件内申の手続は違法であると主張する。

しかしながら、専決処分は、委任と異なり、当該行政機関内部の補助者が、当該行政機関の権限行使を補助するものにすぎないとされているところ、地教行法第26条第2項は、市教委の権限事項を教育長に対して委任する（受任者である教育長に権限が委譲される）ことを禁ずる規定であり、教育長が、専決により、市教委の補助者による補助行為として、市教委の権限事項を行使することについてまで、これを禁止するものではないと解されている。したがって、地教行法第26条第2項が教育長の専決を禁止したものであるとする申立人の主張は理由がない。

ところで、当該行政機関の権限事項を、行政機関自らが行行使するか（市教委の議決）、あるいは補助者が専決もしくは臨時代理等により行使することができるかは、行政機関内部における権限行使に関する配分の問題であり、当該権限事項の軽重判断を踏まえ、当該行政機関において判断し決定すべきところである。そして、当該行政機関において、かかる権限行使の配分に関する規則等を設けているときは、当該規則等に則して行使されるべきであり、かかる規則等に反して、補助者が専決等により、当該行政機関の議決なくして単独で行った行為は、当該行政機関の意思（議決）を欠いたものとして、違法というべきである。

なお、専決処理を行うことについては、格別の法的根拠を要しないとされているが、その趣旨は、当該行政機関の議決により権限行使をしなければならないか、あるいは補助者の専決等により権限行使しうるかを、当該行政機関内部で定めをするにあたり、その根拠（制約）となる法令等はないという趣旨と理解され、当該行政機関内部において規則等によるかかる定めがある場合に、かかる規則等の内容如何に関わらず専決が可能である、との趣旨ではないと考える。

イ 市教委における権限行使の配分規定

市教委における権限行使の配分に関する規定としては、市委任規則、市決裁規則が定められている。

そして、市委任規則は、第2条において、府費負担教職員の任免その他の人事事項は教育長に委任できないこととしたうえ、第3条は、市教委の議決に基づきこれら人事事項について教育長に臨時代理させることができ（第1項）、また緊急やむを得ないとき、議決を得ないで臨時代理を行いうるところ、この場合は、教育長は次の委員会において報告し、その承認を受けなければならないと定め（第2項）、教育長は、事前もしくは事後の市教委の議決を要件として、これら事項を臨時代理により処理することができるとしている。

したがって、市教委においては、府費負担教職員の任免その他の人事事項についての権限行使は、市教委の議決によるか、あるいは教育長の臨時代理により行い、臨時代理によるときは、市教委の事前もしくは事後の議決が必要とされているのであって、本件内申は、かかる人事事項のひとつとして、この定めを依拠して権限行使されることとなる。

ウ これに対し、処分者は、本件内申を教育長の専決処分により行った根拠規定は、市決裁規則の第12条第2号及び第19号であるとして、教育長の専決処分として行われた本件内申に手続違法はないと主張する。

まず、市決裁規則第12条第2号は、「事務局及び学校その他の教育機関の職員のうち、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号及び第9号に定める職員以外の職員の任免又は内申その他重要な人事に関する事」と定めている。市委任規則第2条第8号及び第9号に定める職員には府費負担教職員が含まれている（甲第1号証）ことから、本号は、府費負担教職員等を除く職員を対象として、その任免又は内申その他重要な人事に関する事を教育長の決裁事項としたものであり、本号をもって、府費負担教職員の人事に関する教育長の専決の根拠規定とする処分者の主張は理由がない。

この点に関し、処分者は、本号の後半の「又は内申その他重要な人事に関する事」は、前半部分と異なり、府費負担教職員をも含めた職員の「内申その他重要な人事に関する事」と読むべきものと主張するが、文脈上、到底とりえない解釈といわざるをえない。

なお、処分者は、これまで市教委の担当者としては、府費負担教職員の人事についても、同条第2号により教育長の専決処理が可能であると考えて処理してきたと主張するが、かかる事情をもって、同号の解釈の根拠としうるものではない。

また、市決裁規則第12条第19号についても、「その他各号に準じる重要又は異例と認められる事項に関する事」という包括的な規定はあるものの、同条第2号には府費負担教職員に関する人事事項が含まれていないのに、本号により府費負担教職員の任免、人事に関する事項が含まれると解することは背理というべきである。

さらにいえば、市決裁規則の第1条は、「この規則は、教育長の権限に属する事務について明確な責任のもとに合理的かつ能率的な処理を図るため、別に定めるもののほか、事務代決及び専決等について必要な事項を定めることを目的とする。」と規定している。この目的からすれば、市決裁規則は、市委任規則により教育長への委任が禁止された事項（市教委の議決事項）以外の事項について、事務代決及び専決等の手続を定めたものと解される。

そうであれば、そもそも、市決裁規則第12条第2号及び第19号は、市教委の議決事項である府費負担教職員の内申を教育長が専決しうるとする根拠となりえないものであり、このような理由からも、処分者の主張は失当というほかはない。

エ なお、処分者は、地教行法第26条第2項第4号が専決（内部委任）を禁止したものではないことについては、文部科学省の担当者からも同旨の見解を得ている、と反論する。

しかしながら、かかる文部科学省の見解がかかる市教委内部で定めた権限配分規定に反した専決処分まで許容するものとは考えられないところである。

オ 以上のように、市教委の内部規定によれば、府費負担教職員の懲戒に関する内申は、教育長の専決事項に該当するものとはいえず、したがって、本件内申は市教委の議決

もしくは教育長の臨時代理による手続を経て行われるべきであり、教育長の専決による本件内申は、市教委の議決を欠いた処分として、手続において違法な内申であったと判断せざるをえない。

②本件処分の違法性について

次に、かかる内申決定における手続的瑕疵が、本件処分の取消し理由となるかについて検討する。

ア 地教行法第 38 条の趣旨

府教委が、府費負担教職員の懲戒を含む任免等の処分は、市教委の内申を待って行う（地教行法第 38 条第 1 項）とされている趣旨は、府費負担教職員の懲戒は、任命権者である府教委に処分権限があるところ、教職員の服務については、市町村教委の監督の下にあることから、「都道府県教委がその任命権を行使するにあたっては、服務監督者である市町村教委の意見をこれに反映させることとして、両者の協働関係により県費負担教職員に関する人事の適正、円滑を期する趣旨にでたもの」（昭和 61 年 3 月 13 日最高裁判決（福岡県教組スト事件））と解されており、かかる趣旨からすれば、市教委の内申は、府教委が府費負担教職員に対する任命権を行使するための手続的要件をなすものであり、内申なしに処分することは許されないのが原則であるとされている（同判決。なお、同判決は、市町村教委の意見を反映させることにより、市町村教委の服務監督の実質を保持させることとした趣旨であることから、市町村教委が服務監督者としての内申の措置を怠り、人事管理上著しく適性を欠くと認められる場合は、例外的にやむを得ない措置として、市町村教委の内申がなくとも任命権を行使することができる、とする）。

イ 本件処分の効力について

このように、市教委の内申が、府教委の懲戒処分の手続要件であり、市教委の服務監督の実質を保持させるための制度であるとするれば、市教委の議決を経ない内申による本件処分は、懲戒処分をすべきか否か、及び懲戒処分の種類等についての、市教委の議決による適法な内申を欠いた懲戒処分というべきであり、本件処分は、違法な処分といわざるをえない。

ウ 処分者の主張について

処分者は、この点について、「同市教委の教育委員に逐一報告し、意見を求めていることから、同市教委の教育委員の意見を十分に反映したものとなっている」と主張する。しかるに、能村証人の証言では、報告の相手は教育委員会ではなく、教育委員と証言しており（第 1 回口頭審理調書 34 頁）、また教育委員への報告についても、電話等で報告したとするも、具体的に、どのような機会に、どのように報告したかについての明確な証言はなく、少なくとも教育委員に対して組織的な報告する手順をとったとは認められず、教育委員の意見を十分に反映したものであるとの上記の処分者の主張は、認めがたいといわざるをえない。

また、処分者は、「大阪府内の府費負担教職員の同種の非違事案に対して均衡のとれた処分を迅速に行うために同市教委教育長の専決が必要とされる」(4号に関する平成25年12月6日付け最終陳述書22頁)、あるいは「府費負担教職員の懲戒処分に係る内申の手続を『専決』により処理することは、合理的な理由に基づくものであり、地教行法第26条第2項の趣旨を何ら逸脱するものではない」(同20頁)等の主張をする。

その趣旨は、懲戒処分にあたっては府教委分限懲戒審査会の答申後に市教委の内申を得る実情にあることから、迅速な内申が必要であり、したがって教育長の専決を必要とするものと理解される。しかるに、地教行法第38条第1項が必要とする市教委の内申は、市教委内部の権限配分規定に依拠した市教委の意思(議決もしくは臨時代理)に基づいた内申であることが前提とされるはずであり、迅速・連携の必要性があるからといって、かかる前提が不要となりうるものではないと考える。仮に、処分者の主張のごとく迅速処理の必要性があるのであれば、市委任規則に規定されている教育長の臨時代理と教育委員会の事後承認の手順(第3条第2項)により、対応可能と考えられるところである。

エ したがって、内申の議決手続に瑕疵がある以上、処分の裁量判断の適否について判断するまでもなく、本件処分は取消しを免れない。

2 本件合格決定の取消しに関する争点について

(1) 本件合格決定の取消しの処分性について

本件合格決定の取消しが不服申立の対象となる不利益処分に該当するか否かについては、疑義のあるところであるが、当事者双方のいずれからもこの点に関する主張がされていないことから、本委員会としては、その点における判断は行わないこととし、以下、本件合格決定の取消しに処分者の裁量権の逸脱・濫用に関する判断を行うこととする。

(2) 本件合格決定の取消しに裁量権の逸脱・濫用がなかったか

① 本件合格取消は、定年退職後の再任用についての合格決定を取消すものであるが、そもそも再任用の判断は、一旦退職した教職員を再度任用するか否かの判断であって、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用する制度であり(地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項)、その採用においては、新たな採用としての裁量権が認められるとされている。

そして、申立人については、処分者は、本件職務命令に従わずに戒告処分を受けたこと及び意向確認書を提出しなかったことにとどまらず、市教委から顛末書の提出を求められたのにこれを提出せず、また、処分者による事情聴取を拒否して出席せず、さらに、処分者が懲戒処分後に実施した服務規律に関する研修を受講しなかったという事実を総合的に判断し、申立人の勤務実績が良好でないとして、本件要綱第5条並びに第7条の規定により再任用合格決定を取り消し、申立人に通知したというものであり、かかる任命権者としての処分者の判断に、裁量権の範囲の逸脱・濫用があるか否かが問題となる。

なお、本件処分は、前述のとおり、市教委の内申手続の違法により取り消されるものであるところ、本件処分を受けたことをもって本件合格決定の取消しの裁量判断における斟酌事由とすることはできないが、卒業式において申立人が起立斉唱しなかった事実は争いがなく、したがって、その他の諸事情とともに、起立斉唱の職務命令に反したことについて斟酌事由としうることは言うまでもないところである。

② 本件合格決定取消しに関する申立人の反論について

ア 「停職1か月」の処分を取り消した平成24年1月16日最高裁判決との比較

申立人は、停職1か月の懲戒処分を裁量の範囲を超えるとの理由で取り消した上記の最高裁判決を援用し、合格取消は、かかる懲戒処分をはるかに越えた免職を言い渡したに等しい最大・最高の重い処分であり、上記の最高裁の判例に違反することは明白であると主張する。

しかしながら、本件合格決定の取消しは、再任用についての裁量判断であり、懲戒処分と性質を異にし、新たな採用としての裁量判断として、前記最高裁判決と対比しうるものではない。

イ 「意向確認書」の提出を求めることは憲法前文及び第19条に違反するか

申立人は、「今後、入学式や卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱を含む上司の職務命令には従います」なる文面の「意向確認書」を求めることは、憲法前文及び憲法第19条の思想・良心の自由を侵害するもので、違憲であると主張する。

ところで、意向確認書の書式は乙第8号証の様式によるものであり、その内容は、今後、起立斉唱を含む職務命令に従うことを確認するものとなっているところ、地方公務員は職務命令を遵守する義務があること、また前述のとおり、そもそも卒業式等における起立斉唱が特定の思想・良心の外部的表現を強いるものではないと解されることから、かかる内容の意向確認書が憲法第19条に違反するものではないと考える。

また、申立人は、意向確認書には法的根拠がなく、提出も任意であり、それへの対応をもって、再任用を取り消すかの判断基準とすることが違法と主張するが、職務命令に違反した申立人の再任用の判断において、地公法により公務員の義務とされている職務命令遵守の意向があるか否かを申立人に確認を求める必要があると考えることは理由のないことではないと考えられ、かかる意向確認書の提出を求めることが違法となるものではないと考える。

ウ 本件合格決定の取消しが憲法第19条、学校教育法第37条第11項に違反するか

申立人は、申立人の過去の教育実績における成績は優秀であると校長も評価し、3月10日の評価シート作成日に、永井校長は「S」と評価したところであり、それ以降、勤務成績等の評価を変更すべき事情は全く生じていないのに、申立人の卒業式での「君が代」不起立とそれに関わるその後の行為のみを捉えて、「適格性が欠如しており、勤務実績が良好でない」と判断し再任用合格決定を取消したのは、憲法第19条の思想・良心の自由を侵害し、違憲であるとともに、学校教育法第37条

第11項に違反していると主張する。

しかるに、処分者は、前述のように、意向確認書を提出しなかったこと、市教委から顛末書の提出を求められたのにこれを提出しなかったこと、あるいは処分者が懲戒処分後に実施した服務規律に関する研修を受講しなかった等の事実を総合的に考慮し、その結果、これまでの教育上の成績を踏まえても、今後も上司の職務命令や法令を遵守する意識が希薄であり、学校教育に携わる教育公務員としての適格性が欠如し、勤務実績が良好でないとみなして、本件合格決定の取消しを判断したというものであり、本件合格決定の取消しを行ったことにつき、憲法第19条、あるいは学校教育法第37条第11項の規定に違反があったとする申立人の主張は理由がない。

エ その他の主張

申立人は、乙第8号証の意向確認書は、起立斉唱に関する職務命令とそれ以外の職務命令とことさら区別するもので違法であるとするが、前述のとおり、意向確認書は、起立斉唱を求める職務命令に違反した申立人に対して、地公法第32条により、今後、同様の職務命令に遵守する意向の確認を求めるものであり、他の職務命令とことさら区別した違法なものとは思われない。

また、顛末書の提出はそれ自体、思想や世界観の開示を求めるもので違憲、違法であるとの申立人の主張については、顛末書は、通常、非違行為に至った経緯、態様及び反省の状況等を報告させるものであり、その提出が思想や世界観の開示を求めるものとはいえないと考える。

- ③ 申立人の主張については、以上の通り判断されるどころ、結局、本件合格決定の取消しにより、申立人が今後の再任用の機会を喪失するという重い結果を導くものの、また3月23日の事情聴取に出席できなかったことは、終了式と同日を指定されたためのやむを得ない事情によるものであったことを踏まえたとしても、処分者において、申立人が本件職務命令に従わなかったこと、意向確認書を提出しなかったこと、市教委から顛末書の提出を求められたのにこれを提出せず、また、処分者が懲戒処分後に実施した服務規律に関する研修を受講しなかったという事情を総合的に判断し、申立人の今後の職務命令遵守に対する姿勢に疑義があるとし、その結果、勤務実績が良好でないとし、要綱第5条並びに第7条の規定により再任用合格決定を取り消したものであるが、任命権者のかかる判断に、裁量権の逸脱・濫用があるとまでいうことはできないと考える。

(3) 本件合格決定の取消しと市教委の内申について

- ① 申立人は、本件合格決定の取消し的前提となった本件処分が取り消されるべきであることから、本件合格決定の取消しも撤回されるべきと主張する。

しかしながら、そもそも再任用は、新たな採用として、要綱第5条に定める規準に従って合否を判定されるものであり、前述のように本件処分が取り消されたからといって、直ちに本件合格決定の取消しにつながるものではなく、申立人の主張は理由が

ない。また、本件処分は取り消されたものの、起立斉唱の職務命令違反の事実、その他認定された事実等が再任用の判断において考慮されうることについては、前述のとおりである。

- ② 申立人は、処分者の再任用合格決定の取消しには市教委の内申が必要であるのに内申がなかったとして、合格通知の取消しが違法であったと主張する。これに対し処分者は、そもそも定年後の再任用は地教行法第 38 条第 1 項の任用に該当せず、再任用の選考には内申を要しないとしてこれを争う。

しかるに、再任用も「任用」のひとつであり、府教委が再任用の決定をするにあたっては、現場の市教委の意見を反映させる必要があると考えられることから、地教行法第 38 条第 1 項の「任用」の解釈として、再任用を除外したものと解すべきとする処分者の主張は、首肯しえないところである。

一方、任命権者たる府教委は、再任用の申し出を受け、再任用の可否を判断することとなるが、その判断は、府教委の裁量において判断される場所であり、合格の可否を含め採用辞令の発令に至るまでの過程における個々の判断においては、市教委の内申は必要とされるものではないと考えられる。

以上の前提で本件内申の必要性について検討するに、府教委に対する本件再任用の申出にあたって市教委の内申があったか否か、あったとしても市教委の決議を経ていたか否かについては、当事者双方の主張、立証によっても明確ではないが、かかる申出を受けた府教委が、一旦合格決定通知をし、その後の非違行為のため要綱第 7 条に基づいて合格通知を取り消したことは、府教委の再任用の判断過程におけるひとつの行為に過ぎず、したがってかかる本件合格決定の取消しの通知についてまで、市教委の内申は必要でなく、結局、申立人の主張は理由がない。

なお、仮に府教委に対する再任用の申出にあたり、市教委の内申がなかった、あるいは内申に手続瑕疵があったとしても、懲戒処分の場合と異なり、かかる申出を受けた府教委の再任用に関する判断が違法となりうるものではないと考える。

第 5 結論

以上のとおり、本件処分の取消しを求める申立人の主張に理由があると認められることから、不利益処分に関する不服申立て等に関する規則（昭和 38 年大阪府人事委員会規則第 2 号。以下「同規則」という。）第 29 条第 1 項の規定により、主文 1 のとおり裁決する。

また、本件合格決定の取消しの撤回を求める申立人の主張はいずれも理由がなく、他に本件合格決定の取消しの撤回を求める理由はなく、よって、同規則第 29 条第 1 項の規定により、主文 2 のとおり裁決する。

平成 26 年 3 月 24 日

大阪府人事委員会

委員長 栗原良扶 (印)

委員 田中 宰 (印)

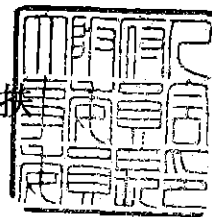
委員 中川 幾郎 (印)

本書は正本である。

平成 26 年 3 月 26 日

大阪府人事委員会

委員長 栗原良扶



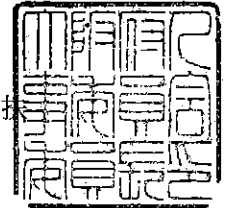
大人委第3081号

平成26年3月26日

山田 肇 様

大阪府人事委員会

委員長 栗原 良持



不利益処分に関する不服申立てに係る裁決書について（送付）

あなたが平成24年3月30日付けで提起した不利益処分に関する不服申立てについては、平成26年3月24日付けで裁決したので、不利益処分に関する不服申立て等に関する規則（昭和38年大阪府人事委員会規則第2号）第29条第3項の規定により、別添のとおり裁決書の正本を送付します。

なお、この裁決に対しては、同規則第31条の規定により、裁決書の送付を受けた日の翌日から起算して30日以内に、当委員会に対して再審を請求することができます。

また、本件における処分又は裁決に不服があるときは、この裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として、大阪地方裁判所に処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（当該訴えの提起において、本件処分に関し大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となり、本件裁決に関し大阪府を代表する者は大阪府人事委員会となります。）。